

## 長岡京市市民参加型合意形成プラットフォーム「Voice NAGAOKAKYU」管理運営要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、長岡京市(以下「市」という。)が市政への市民参画の促進を図るため、市民参加型合意形成プラットフォーム「Voice NAGAOKAKYU」(以下「プラットフォーム」という。)を運営するにあたって必要な事項を定めるものとする。

### (運営体制)

第2条 プラットフォームの管理者は市民参画主管課長をもって充てる。

### (利用内容)

第3条 プラットフォームに掲載し、取り扱う内容は以下のとおりとする。

- (1) プラットフォームで検討対象とするテーマ設定
- (2) 検討にあたって前提となる情報の発信及び共有
- (3) 検討対象に関する意見表明及びそれに対する意見交換
- (4) テーマに対する提案及び意見交換や 賛否に係る意思表示
- (5) 検討(合意形成)の結果の分析並びに発信及び共有
- (6) その他、市長が必要と認める内容

### (アカウント登録)

第4条 プラットフォームを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、原則、あらかじめ、アカウントを登録するものとし、意見の分析に活用するため以下の情報を登録するものとする。

- (1) メールアドレスまたは LINE アカウント
- (2) 性別
- (3) 年代
- (4) 居住の状況
- (5) ニックネーム
- (6) パスワード
- (7) その他、市長が必要と認める事項

2 利用者は、退会を希望する場合には、随時に所定の方法によりプラットフォームから退会し、アカウントを削除するものとします。

### (禁止事項)

第6条 利用者は、プラットフォームの利用にあたり、次の行為をしてはならない。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 市又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人権・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) Liquidous 規約等において禁止されている行為に該当するもの
- (13) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(投稿・アカウントの削除等)

第7条 市は、利用者が前条の禁止事項に該当する行為を行った場合、当該利用者に対する事前の通知なく、当該利用者の投稿の全部又は一部を削除または非公開とするほか、当該アカウントの削除などによりプラットフォームの利用を制限することができる。

(個人情報の取扱い)

第8条 市は、プラットフォームの運営にあたり取得した個人情報を、円滑なプラットフォームの運営のため、また、統計的な分析や市民参画の促進に限定して利用し、法令の規定に基づき適正に管理するものとする。

(免責事項)

第9条 市は、プラットフォームの利用によって利用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。ただし、市に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。